

厚岸町規則第30号

公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年4月27日

厚岸町長 荻 狭 靖

公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

公益的法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例施行規則（平成16年厚岸町規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会」の次に「及び釧路太田農業協同組
合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。